



The  
Building  
Center  
of  
Japan

HR住-603-14  
平成12年7月19日制定  
平成13年6月28日改訂  
平成16年4月1日改訂  
平成18年3月1日改訂  
平成23年4月1日改訂  
平成23年11月7日改訂  
平成31年3月8日改訂

# 住宅型式性能認定申請要領 (劣化の軽減に関すること)



一般財団法人**日本建築センター**  
The Building Center of Japan

---

評定部 住宅課

## § 1. 本要領の対象

### 1. 根拠法令及び審査委員会

本要領は、住宅の品質確保の促進等に関する法律第31条第1項の規定に基づく「住宅型式性能認定（劣化の軽減に関すること）」（以下「型式」という。）を申請する案件に適用します。

また、型式を審査する委員会は、耐久性能審査委員会とします。

### 2. 申請の区分

#### 2.1 型式の区分

平成12年建設省告示第1655号の規定に基づく区分とします。

##### ①第一号 住宅

設計仕様及び各部位の仕様を定め、住宅全体の劣化の軽減に関する設計を評価します。（申請内容により住宅全体における等級が確定するものに限りです。）

##### ②第二号 住宅の部分

材料自体の耐久性、工法による劣化軽減等、それだけでは住宅全体の等級は確定できないものに対し、劣化の軽減に関する評価基準に照らし合わせて評価します。

#### 2.2 型式の分類

以下の要素により分類してください。申請では分類ごとに別型式として扱います。

①等級 : 等級3、等級2、等級1

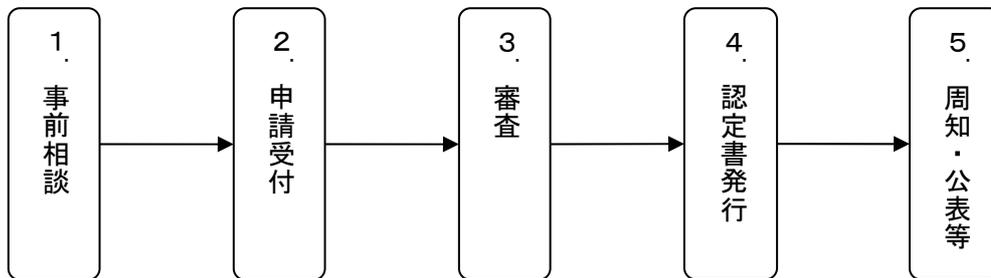
②構造種別 : 木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造等、補強コンクリートブロック造

③その他、材料や構法の違いにより住宅の仕様が大きく異なるもの

### 3. 注意事項

認定した型式に、追加・変更の手続きはありません。型式認定の取得後に、仕様を追加・変更したい場合は、新規の型式として申請します。

## § 2. 標準的な事務手続き



### 1. 事前相談

申請の前に、一般財団法人 日本建築センター（以下「BCJ」という。）評定部住宅課の担当者（以下「事務局」という。）と事前に相談をしてください。

- ①申請の区分
- ②特別評価方法認定の要・不要
- ③審査図書の作成方法
- ④申請時期及び認定予定日

申請内容に評価方法基準で評価できない内容が含まれる場合は、特別評価方法認定を取得する必要があります。

### 2. 申請受付

#### 2.1 申請受付締切日

住宅型式性能認定の申請受付は、随時です。事務局までお問い合わせください。

TEL : 03-5283-0467（評定部住宅課）

#### 2.2 申請受付

以下の資料を事務局まで提出してください。（郵送可）

- ①住宅型式性能認定申請書（様式HF02-01）・・・1部
- ②住宅型式性能認定審査図書・・・2部

内容については、別に定める図書作成要領を参照してください。

審査図書等に不備がある場合は、受付できないことがありますのでご了承ください。

## 2.3 料金の請求

申請受付後に料金を請求しますので、所定の銀行口座にお振込みください。料金が支払い期日までに振り込まれない場合、認定書等が発行されませんのでご了承ください。

## 3. 審査

審査は申請内容により、以下のいずれかの方法となります。どの方法によっても原則として2名以上の認定員により技術的な問題点が全て解決されるまで審査します。

- ①部会による審査
- ②通信等による審査

### 3.1 部会による審査

部会は、認定員と申請者が一同に会し、ヒアリング方式で進められます。申請者が審査図書に基づき詳細な説明をし、質疑応答をします。部会は、技術的な問題点が全て解決されるまで、日を改めて複数回開催します。部会には、必要部数（認定員＋事務局用）の審査図書をご用意ください。

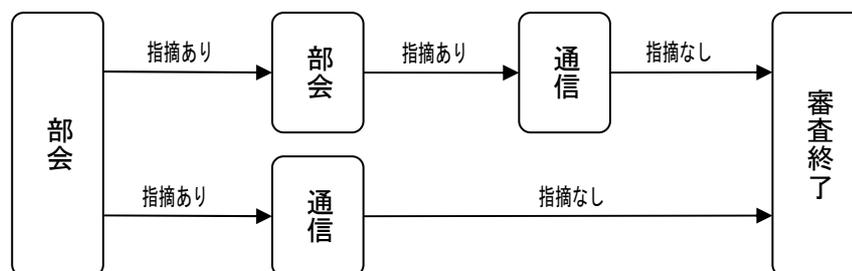
申請者は、部会での指摘事項に対する回答を、指摘事項回答書（様式HF60-06）を用いて作成し、必要な追加・訂正資料を添付して、次回の部会又は部会で指定する回答期限までに、必要部数（認定員＋事務局用）を事務局まで提出してください。

### 3.2 通信等による審査

ヒアリングなしの通信のみの審査です。審査図書に対する指摘事項をメールで連絡します。申請者は、認定員からの指摘事項に対する回答を、指摘事項回答書を用いて作成し、必要な追加・修正資料を添付して、指定する回答期限までに、必要部数（認定員＋事務局用）を事務局まで提出してください。なお、指摘事項回答書等の資料は、そのデータをメールで提出することもできます。

### 3.3 審査の流れ

審査の流れの例を以下に示します。



### 3.4 審査における留意事項

標準の審査期間は受理日より6ヶ月です。審査が長期間に及ぶ場合は、次のいずれかの手続きが必要となります。

#### ①申請の取下げ

指摘に対する回答ができないなど、申請者の都合により申請を取り下げの場合は、その旨及び理由を記載した「取下げ届（HF02-05）」を提出してください。

#### ②審査期間の延期

正当な理由により審査期間を延期する場合は、「業務期日延期依頼書（HF60-07）」を提出してください。

③上記①又は②によらない場合は、「住宅型式性能認定をしない旨の通知書（施行規則別記第39号様式）（HF02-08）」を発行し、審査を打ち切ることがあります。

## 4. 認定書の発行

### 4.1 認定書別紙

事務局の指示により認定書に添付する資料（審査図書から必要箇所を抜粋）を作成し、データをメールで送付してください。

### 4.2 最終版図書

あらかじめ提出いただいている事務局用の審査図書を最終版図書として編集し、そのうち1部をお渡しします。

## 5. 周知・公表等

### 5.1 住宅型式性能認定の公示

法第31条第3項の規定に基づき、施行規則第42条に規定される下記事項を公示します。

- ・住宅型式性能認定書の交付を受けた者の氏名又は名称及び住所
- ・認定を受けた型式に係る住宅又はその部分の種類
- ・認定を受けた型式に係る性能表示事項
- ・住宅に係る住宅型式性能認定にあつては、当該認定を受けた型式の性能
- ・認定番号
- ・認定年月日

### 5.2 ビルディングレター(BCJ機関誌)への掲載

前項5.1の内容について、BCJが発行する「ビルディングレター」に掲載します。

### 5.3 認定番号

住宅型式性能認定の認定番号は、表示すべき事項及び等級、構造種別等の種類により付されます。

#### ■認定番号（例）

T 1 4 0 3 0 2 A b 0 0 1 0 0  
└──┘ └┘ └┘ └┘ └┘ └──┘  
① ② ③ ④ ⑤ ⑥

#### ①住宅の性能に関する表示すべき事項

1 4 0 : 劣化対策等級

#### ②住宅の性能に関する表示の方法

3 : 等級3

2 : 等級2

1 : 等級1

#### ③機関番号

0 2 : (一財)日本建築センター

#### ④平成12年建設省告示第1655号の規定に基づく区分

A : 第一号 住宅

B : 第二号 住宅の部分

#### ⑤構造種別<sup>(注)</sup>

a : 木質系住宅

b : 鉄鋼系住宅

c : コンクリート系住宅

d : その他の住宅

#### ⑥申請住宅を識別する番号（全5桁）

- ・最初の3桁：構造種別などを識別する番号
- ・最後の2桁：既に住宅型式性能認定を取得したものについて、申請内容の追加、変更した場合の履歴を識別する番号（申請は新規扱いとなる）

#### 構造種別<sup>(注)</sup>

(注)評価方法基準第5の3の3-1(2)イ④の「劣化現象」の定義の区分や、同(3)の評価対象建築物の種類とは異なります。例えば、薄板軽量形鋼造は「b：鉄鋼系住宅」に区分されます。